



公益財団法人櫻谷文庫所蔵品貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人櫻谷文庫が定款第5条の規定により美術、文化の振興発展のために行う普及活動の一環として、櫻谷文庫所蔵品の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出)

第2条 所蔵品の貸出は以下に掲げる展示施設、大学、研究機関等で、その借用目的が展覧会の開催その他、文化活動、学術活動、教育支援活動の一環と認められるものに限り行うことができる。ただし、当文庫が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する美術館、博物館、展示館又はこれらに準ずる施設における展覧会開催企画の基づく貸出
- (2) 前号に掲げる施設のほか、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設における展覧会開催企画に基づく貸出
- (3) 大学、研究機関等における研究計画書に基づく学術、研究活動のための貸出
- (4) 教育機関等における教育事業計画に基づく教育支援活動のための貸出

2 前項の規定にかかわらず、当文庫が適当と認めた施設、学術研究教育機関等に対しては収蔵品を貸出することができる。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、3ヶ月以内とする。ただし、当文庫が必要と認めた場合はこれを延長することができる。

(申請)

第4条 所蔵品を借り受けようとする者（以下「借受人」という）は、借受所蔵品名、借受の理由、借受の期間、保管及び運搬方法等を記載し所蔵品貸出申請書（別紙様式）を提出しなければならない。

2 借用目的が展覧会開催の場合は展覧会企画書、学術研究が目的の場合は研究計画概要、教育支援活動が目的の場合はその借受理由書等を添付のうえ当文庫に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第5条 前条の規定による申請があった場合は、管理上支障がないと認めた場合に限り、所蔵品の貸出を承認し所蔵品貸出承認書を借受申請者に交付する。



2 前項の規定により所蔵品貸出承認書の交付を受けた借受人は、借入証書を当文庫に提出しなければならない。

(貸出料金)

第6条 所蔵品貸出と引替えに当文庫は別に定める貸出料を申し受ける。

2 既納の貸出料金は返還しない。

(引渡し)

第7条 所蔵品貸出、返還における当該所蔵品の引渡しにおいては、当文庫担当理事が立ち会うものとする。

2 貸出引渡しの際、借受人と当文庫の間で当該貸出所蔵品の破損、瑕疵等状態確認を行い状態確認書に必要事項を記入、署名し正本を当文庫が、写しを借受人が保管、確認後借受人は当文庫に借用書を提出するものとする。

3 返還引渡しの際、借受人と当文庫の間で当該貸出所蔵品の破損、瑕疵等状態確認を行い状態確認書に必要事項を記入、署名後借用書と引き換えるものとする。

(貸出の条件)

第8条 所蔵品貸出期間中は、借用者の負担により保険に加入しなければならない。

2 所蔵品貸出期間中にかかるすべての費用（輸送・展示作業その他）は、借受人の負担とする。

3 貸出期間中の所蔵品の管理は、借受人の責任とし、汚損、破損、盗難などがあった場合は、ただちに当文庫に連絡するとともに賠償の責を負わなければならない。

4 貸出を受けた所蔵品は、借用目的以外に使用しないこと。

5 貸出を受けた所蔵品を展示するときは、「公益財団法人櫻谷文庫所蔵」と表示すること。

6 貸出を受けた所蔵品の撮影、模写、印刷物掲載等については、事前に当文庫の許可を得ること。

(貸出承認の取消)

第9条 次の各号の一に該当する場合には、所蔵作品貸出承認書の交付後であっても、貸出を取り消す。

1 借受人が貸出規程に違反したとき

2 所蔵作品貸出申請書の記載内容に虚偽があったとき

3 その他、貸出が適切でないと当文庫が判断した場合

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当文庫が別に定める。



附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条 収蔵品貸出料金

貸出の種別	貸出料金
(1)国又は地方公共団体が設置する美術館、博物館、展示館 又はこれらに準ずる施設における展覧会開催企画の基づく 貸出 (2)前号に掲げる施設のほか、登録博物館、博物館相当施設、 博物館類似施設における展覧会開催企画に基づく貸出	1 点につき 1 か月 5,000 円
(3)大学、研究機関等における研究計画書に基づく学術、研 究活動のための貸出	別途協議
(4) 教育機関等における教育事業計画に基づく教育支援 活動のための貸出	別途協議
(1)～(4)の他当文庫が適当と認めた施設、学術研究教育機関 等に対する収蔵品の貸出	別途協議